

(単位：億円)

表3 農業生産および生産性の見通し

区 分	基準年次 (昭42) 構成 比(%)	伸 び 率 (%)									
		昭 50			昭 60			伸 び 率 (%)			
		昭50	昭50/42	年率	昭60	昭60/50	年率	昭60/42	年率	昭60/42	
総 生 産 額	1,288	100	1,900	100	2,739	100	148	5.0	144	3.7	213
米	528	41	498	26	558	20	94	△0.8	112	1.1	106
類 菜 草 草 実	39	3	29	2	21	1	74	△3.7	72	△3.2	54
麦	113	9	289	15	385	14	256	12.5	133	2.9	341
野 果	91	7	176	9	206	7	193	6.8	117	1.6	226
煙 果	80	6	77	4	77	3	96	△0.4	100	0.0	96
茶	80	6	301	16	435	16	376	14.2	145	3.8	544
畜 産 物	37	3	70	4	108	4	189	6.6	154	4.4	292
畜 産 物	6	1	17	1	35	1	283	11.0	206	7.5	583
畜 産 物	184	14	388	20	893	33	211	7.8	230	8.7	485
畜 産 物	130	10	55	3	21	1	42	△10.3	38	△9.2	16
生 産 所 得	819		1,140		1,506		139	4.2	132	2.8	184
1ha当り	514		705		810		137	4.0	115	1.4	158
1人当り	289		600		1,205		208	9.1	201	7.2	417

の程度のシェアを占めるかという点で、自立経営農家の数を昭和五十年に二万八千戸、昭和六十一年に三万戸にすることを目標とする。さらに、今後、技術の発展により、最も効率の高い規模はますます大きくなるので、個別経営のわくを越えた生産の協同化が進展し、この中において自立経営が中核的役割を果たしながら農業生産を主導することとなる。

#### 4 農業生産および生産性の展望

米の生産に対する国の長期的方策が決定しないので、県としての米の生産計画をたてることはきわめて困難な問題が多いが、いちおう昭和五十年時点

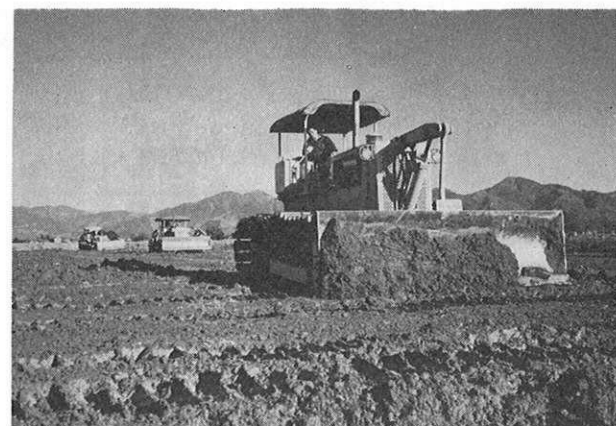
までにおいては、ある程度生産が抑制されるが、昭和六十年時点においては、政策的な米の生産抑制措置が解除されるものとして生産見通しを行なえば表3のとおりである。

#### ◇ 対策の方向と重要施策

将来、農業経営者が他産業の従事者と均衡のとれた所得と生活水準を達成することができるようになること、および農業が国民に対して食料その他の農産物を合理的な価格で安定的に供給する任務を果たすことができるようにすることという二つの基本的な目標を達成するためには、生産性の高い自立経営を数多く育成して農業全体の生産性を高めることが必要である。

そのためには、既存の農業生産基盤を整備することによって、大型機械を中心とする効率的な技術体系を農業経営に導入するための条件整備を行なうとともに、土地の高度利用を可能にすることによって経営の内包的拡大と安定化をはかることが必要である。

さらには、未利用および低位利用の状態にある土地資源を開発することによって、経営規模の外延的拡大をはかることが必要であるが、目標時点までに大きな



める。さらに、近代的経営のない手にふさわしい技術および企業家的能力を備えた農業者の育成と確保をはからなければならない。

農産物の需給緩和傾向が続く中においては、需要に見合った生産物の供給を行なうことが必要であるが、特に米については当分の間生産の調整措置を実施することが必要である。その他の農産物についても、産地間の競争の激化は避けられないところであり、さらに流通技術の革新により、取り引きの規模はますます大きくなるので、高生産性の経営も点としての存在では十分な力を発揮できない。このため、生産から貯蔵、加工、流通まで一貫した農業協同組合の機能の強化をはかり、農協を中心とする地域的まとまりをもった大型営農団地を確立する。

それとあいまって、農産物の販路拡張、輸送手段の強化、取引制度の合理化、生産地加工体制の確立について施策を強化する必要がある。このような施策をすすめるにあたって、今後は金融の果たす役割がますます重要になってくるので、長期低利の資金を供給するための制度金融の拡充、農協の信用事業の整備強化をすすめる。さらに、農業共済制度についても、農業情勢の変化に対応して、制度の改正を促進し、共済組合の強化と農業経営の安定をはかることが必要である。なお、農村生

活の向上をはかるため、生活環境の整備を促進するとともに、畜産および農業散布などによる公害問題についても適切な対策を講ずる必要がある。以上の方針に沿って次節以降の四つの計画課題を設け、到達目標と重要施策を明らかにし、農業者、団体などと一体となって高生産性農業の確立に努力を傾注する。

## 第2節 農業生産基盤の整備開発

### ◇ 現況と問題点

本県の土地基盤投資は昭和三十五年度から昭和四十二年度までの八年間に約三百十億の多額に達している。このため広域かつ大規模な事業が各地域において推進され、農業の生産基盤は面目を一新しつつある。しかし表一に示すように土地改良を必要とする耕地および開発が可能な土地資源は多く残されており、農業生産基盤のいっそうの整備および開発が必要である。

特に阿蘇を中心とする高原地帯の約五万ヘクタールに及ぶ草地についてはす

に開発に着手されたが、なお大部分が低位利用のままとなっている。また、約七万ヘクタールは水利施設の整備がなお残っており、急傾斜地を除いた約三万ヘクタールの緩傾斜地においても基盤整備が不十分なため干ばつの常襲地帯となっており、農作物などの被害が年々多額に達している。

肥よくな沖積平野の水田地帯と約二万四千ヘクタールの干拓地は用排水が未分離で、かつ、排水機能、施設に十分な配慮がなされていないため地下水水位が高く、農業機械の効率的利用を阻害し、たん水被害、湿害などにより土地利用の低下をまねいている。

今後、土地改良を必要とする面積は表一のとおりである。

### ◇ 将来の展望

多目的ダム建設をはじめとする積極的な水利開発により、畑地かんがいが実施され、適期に安定的に農業用水が供給されることになる。また水田においては、合理的な利水体系と水管理体目が確立され、水不足による農作物の被害および他種利水との競合などが解消されるであろう。

また農業機械の作業効率をできるだけ高めるよう広く整然と区画され、用排水が完全に分離されたほ場が整備される。さらに総合的にネットワークされた農道が整備拡充され、農村生活の近代化にも寄与する。

未利用地および低位利用地の活用が促進され、高原農業地帯を中心に改良草地が造成され放牧型の畜産が展開される。さらに、選沢の拡大の方向に沿った果樹、桑、茶等を対象とする耕地が適地に集団的に造成される。

### ◇ 対策の方向と重要施策

(1) 水資源の効率的利用と開発  
多目的ダム建設をはじめとする総合的な水利開発事業を積極的に推進するとともに、地下水の有効利用をはかる。

加えて、農業利水施設の合理的な整備を行なう、水資源の効率的な利用を促進する。この基

表1 要土地改良面積 (昭44.8) (単位：千ha・%)

区 分	計										
	要改良	改良	要改良	改良	要改良	改良	要改良	改良	要改良	改良	
用排水改良	65.5	61.6	61.7	6.9	48.3	16.6	32.6	7.6	208.1	115.7	
ほ場整備				4	31						
農道											
防 災											
計											
総数	改良面積 対する	65.5	61.6	61.7	6.9	48.3	16.6	32.6	7.6	208.1	115.7
	面積比率	42	39	39	4	31	11	21	5		